

第202回 横浜市個人情報保護審議会会議録	
議 題	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について（諮問）</p> <p>3 その他</p>
日 時	令和4年8月26日（金）午後2時から午後3時まで
開催場所	市庁舎18階共用会議室 みなと14
出席者	中村会長、板垣委員、大谷委員、加島委員、後藤委員、鈴木委員、永井委員、吉田委員（全員WEB会議により参加）
欠席者	三品委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	・審議事項（1）について、次回引き続き審議する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから第202回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、三品委員から御欠席の御連絡をいただいておりますが、吉田委員からは接続不良のため遅れる旨の御連絡をいただいておりますが、ほか7名の委員は御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくをお願いいたします。</p> <p>（中村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>本日の審議に入る前に、本日の審議会はWEB会議による方法にて開催したいと思っておりますが、委員のみなさまよろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） <異議なし></p> <p>（中村会長） それでは本日はWEB会議にて開催いたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>（中村会長） それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、第201回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等がございますでしょうか。</p> <p>特に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） <異議なし></p> <p>（中村会長） それでは承認といたします。</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 【案件1】 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について（諮問）</p>

(中村会長) それでは、本日の審議事項の審議に入ります。

案件1「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について」の御説明をお願いします。

(事務局) 7月に行いました意見募集に寄せられた御意見と、それに対する考え方について、お手元にお配りしている答申案等に基づき、御説明いたします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(中村会長) 答申案の9ページ2行目に「行政機関等匿名情報」とありますが、「行政機関等匿名加工情報」が正しいのではないかと思います。

また、2ページ「条例要配慮個人情報について」の「2 検討及び結論」の2段落目が、よく分かりません。新個人情報保護法第61条第1項の規定は全ての個人情報に当てはまるものです。この段落で論点となっているLGBT等の情報は、もちろん必要がなければ保有できませんが、一方でそれが不当な差別や偏見を生じさせるような情報なのかどうか、条例要配慮個人情報に当たるとしなくていいのかどうかという点が問題となっています。一般的な個人情報の扱いについても所掌事務に関係なく保有することはできないのだから、条例要配慮個人情報として規定する必要がない、というのはあまり理由にならない気がします。私は、結論としては条例要配慮個人情報に入れなくてもいいと思っておりますが、理由付けがやや説得力に欠けると思えます。

横浜市の場合は、個人情報保護条例について、「本人以外からの収集は真に必要な場合のみとする」等の文言にみられるように、法よりも心持ち厳しめな規定を設けようとしています。その点等を理由としたうえで、「あえて条例要配慮個人情報に含める必要はない」という理由付けにした方がよいのではないかと感じました。

(事務局) その点については、改めて考えたいと思えます。新個人情報保護法第61条第1項は全ての個人情報に共通の話です。「第61条第1項で不要な個人情報の収集が制限されているのだから、十分な保護措置が取られている」ということであれば、一切の独自の措置がいらぬというように読み取れてしまいます。御指摘を踏まえて修正します。

(事務局) 確かに中村会長の仰るとおりで、本来、LGBTの内容が特定できるのであれば、一定程度、要配慮個人情報として配慮すべきところがありますが、なかなか限定が難しいです。LGBT等の情報を条例要配慮個人情報として扱わない理由として、個人情報の取扱いに関する一般条項を答申に書き足しましたが、確かに、要配慮個人情報としてなぜ必要ないのかという理由付けとしては弱いので、御指摘を踏まえて検討します。

(鈴木委員) 基本的な答申の方向性は大体理解できました。「4 本人外収集について」「5 人種、信条及び社会的身分に係る情報の収集について」に記載のある「真に必要な」とは何かという点で、新個人情報保護法で述べている基本理念にきちんと立ち返るところが重要だということをごどこかで強調しておく必要があると思えます。本人外収集のことや要配慮個人情報のこと等の議論に関しても、基本理念に立ち返り、それを踏まえた上で必要性を判断するという二段構えの姿勢のほうがいいのでは、という印象を持ちました。

行政側としては、事業等に必要個人情報だから収集しているのだと思いますが、内容によっては、一般市民から見て「本当に必要な情報なのか」と思う場合もあるかと思えます。そのときも新個人情報保護法の基本理念に立ちかえることが重要な気がしました。

(事務局) それについても、仰るとおりだと思います。我々が「真に必要な」という文言を入れている理由は、必要性があるから何でも収集してよいという点を主張したいのではなく、本当に収集する以外の手段がないのかということも含めて検討してから収集するべきという気持ちを込めたいからです。条例を施行するには理念の周知を徹底していきたいと考えています。

(鈴木委員) それは答申のどこかに文言を入れることはできませんか。

(事務局) 十分可能だと思います。

(板垣委員) 「真に必要な場合のみ本人以外からの収集を認める」ということについても、個人情報保護委員会の姿勢がなかなか強固なようです。横浜市職員向けのガイドラインは、結局、実務運用上どうするのが分かるように作成することが望ましいと思えます。誰のための改正なのかよく分からなくなっていますので、現場の人々が判断に迷うことがないようにお願いします。

(事務局) 運営マニュアルについては、疑義が生じないようにしたいと思えます。

(大谷委員) LGBT関係の情報等を条例要配慮個人情報として保護することにして、他自治体の事例は何か情報収集していますか。私が調べたところ、それをはっきり掲げているところは見つかっていませんが、やはりLGBT関係の情報は不当な差別や偏見を受けないために慎重に取り扱うべき情報の類型でもありますし、諸外国では要配慮個人情報として扱っているところもあります。性的少数者等に対する不当な差別や偏見を助長するような情報についての概念が今後練られたり、そのような人の活動が横浜市で活発になる等状況に変化が生じた場合には、「性的少数者に関する情報も慎重な取扱いを検討すべきである」というような、将来に向けての前向きなコメントも追記しておきたいところです。

今回は、何をもちて性的少数者とするのかという概念の確認や定義が非常に難しいこともあり、見送らざるを得なかったと思っています。本当は国全体でこのような情報の取扱いを考えていくべきです。将来、そのような情報をきちんと保護していけるように今後も検討するのだ、ということを書いておけばよいと思えます。もし賛同いただけるのであれば、そのような文言を答申に掲載するという必要であると思えます。

答申冒頭の「答申に当たって」の13行目以下の部分で、要配慮個人情報の収集制限について書いてあります。原案の書き方でも十分伝わるとは思いますが、趣旨をより明確にするために、文面をこのように書き替えてみてはどうでしょうか。

「人種、信条及び社会的身分に関わる情報の収集制限については、『事実に根拠を持つ適切な行政判断を行うために、必要な情報収集を行う必要がある』として、収集制限に消極的な御意見が複数寄せられました」という文面にしてはどうかと思いました。後半の部分は原案通りでよいと思えますが、行政判断の根拠となるような情報収集が必要だという趣旨のコメントが市民の方から上がっていたと思えます。具体的な言葉にこだわるものではありませんが、検討

してもらえればと思います。

(事務局) ありがとうございます。他都市において、LGBTを要配慮個人情報にしているケースは、我々も明確には承知していません。どの都市でもイメージが湧いていないようで、逡巡しているところがあると思います。実際、「検討している」という話はありませんでしたが、これを定めると明言した他都市はまだ聞いていません。

特に、この新個人情報保護法第60条第5項を見ると、「地域の特性その他の事情に応じて配慮を要するもの」との文言があります。横浜市における特殊事情は何かを考えると、なかなか思い当たりません。

現時点では思い当たらないため書くことはないですが、この制度を運用していく中で必要なケースが出てくる可能性は十分あると思います。今後、他都市の条例制定が進む中で我々が反省する必要がある場面が出てくる可能性もあります。市民意見でも「適宜見直してください」ということが寄せられています。そのようなメッセージを盛り込むことは十分あり得ると考えています。

また、大谷委員の提案のように、前半の文面について文言を追加するという案についても、正に寄せられた意見を踏まえてのコメントだと思います。

(板垣委員) 私は、性的少数者を要配慮個人情報として取り扱うかについては、もう国で決めるべき事柄だと思います。恐らく今回の法改正で国でも議論しているはずで、今後国の法律でも明文化されると思います。

どの範囲をもって性的少数者の情報と規定するのは極めて困難です。国民的合意がまだ得られていないところもあります。個人情報保護委員会よりも国会での議論に委ねることも一つの在り方ではないかと思いました。

姿勢としてはやや無責任な気もしますが、このテーマに関しては無責任とは言いきれない感じがします。今後、国でも継続的に議論が進んでいくでしょう。横浜市としては合意が得られる状況ではないので、もう少し様子を見て、国の立法に任せるのでも十分に責任ある答申内容にはなるように思いました。

(事務局) 確かに、どの範囲をもって性的少数者の情報とするかが極めて困難である、という点は横浜市だけの悩みではありません。そのような意味では、国が一律に定めることが楽ではありますが、新個人情報保護法第60条で「条例で定めていい」と言っている権限を返上するように受け取られることもよろしくないところがありますので、書き方には工夫が必要だと考えています。

(鈴木委員) LGBTの方への差別を禁止する法律を作ろうとしている人たちもいると聞いています。そのような声を上げている人たちがいることはきちんと受け止めておかないといけません。

個人的には、横浜市は先頭を切っていくような自治体であつたらいいと思っています。現状で要配慮個人情報に含めるのは難しいと思いますが、時代をきちんと見極めながら前向きに広く議論していく姿勢は大事なのではないかと思います。

(事務局) ありがとうございます。

(加島委員) 今回の答申に対しては特に異論はありません。皆さんの意見ももっともだと思います。本日出た意見を反映した上で修正していただければと思います。また、条例改正に当たり、事務局と個人情報保護委員会との粘り強い対話にも感謝します。

今回の法改正は「改正」と言いながら、我が国の個人情報保護体制開始以来の最も大きな方針変更ではないかと思えます。「自治体職員のための個人情報保護法解説（宇賀克也）」の中でも、「改正ではないのではないかと」書いてありました。個人情報保護体制を国で一本化しようということなので、ものすごく大きな変更であると思えます。

そもそも我が国の個人情報保護制度は、地方自治体で先行して、国が追随する形で進められてきました。

特に横浜市では平成12年に条例を制定し、総合的な個人情報保護体制を整備しました。平成14年には他都市に先がけて、職員に対する罰則も新設する等、個人情報保護制度の充実を図ってきました。横浜市の審議会の開催件数や内容等についても群を抜いていると思えます。平成17年に全国で唯一、個人情報保護審議会に第三者評価委員会を設置し、外部有識者の視点で事務の実地調査評価を行い、市長に意見を述べ、改善を求めてきています。

今回、令和4年の法改正後わずか1年強で、各自治体に取り組んできたことを国に統一するのは、あまりにも拙速ではないかと思えます。もう少し時間を取り、地方の意見を聞く機会を多く設けてほしいと思えました。

ガイドラインを見てもまだ確定していない点もかなりあります。市民情報課では、条例制定後の運用の中で審議会の意見も聞きながらよりよい方向に持っていくようにお願いします。

(事務局) ありがとうございます。審議会の先生方の御苦勞の賜物だと思えます。本当にこれまでの積み重ねがあつてこそだと思えます。

今回で個人情報保護審議会も202回目の開催となり、類を見ない実績ですので、引き続き大事にしていきたいです。

(中村会長) この審議会の審議事項や報告事項はどのように変わのでしょうか。

市民の皆さんからも、審議会で審議、報告することについて一定の評価を頂いています。そこでチェックしていることにより一種の安心感を持ってもらっていることも感じました。

(事務局) 役人に対する不信感がある方もいる中で、我々だけでなく、委員の皆様がチェックしていることで安心感を与えている部分が大きいのだなと、改めて感じました。だからこそ、法律上審議会の設置は必須ではないと言われていますが、特に大事なことについては引き続きアドバイスを頂きたいと思っております。

なお、この条例案は12月の令和4年第4回市会定例会で諮ります。検討が順調に進みましましたので、9月に行われる第3回市会定例会の常任委員会でも、現段階での検討について事実上の報告をします。

(中村会長) 吉田委員は、答申案について何か御意見はございませんか。

(吉田委員) 特にはございません。

(中村会長) 答申案の確定までには、もう1回審議会での検討を行う程度の時間的な余裕があるのですか。

(事務局) 議会の正式な審議が12月になります。不可能ではありません。

(中村会長) 今日、幾つか意見が出ました。私がメモしたところでは、「答申に当たって」の文言の内、特に人種、信条、社会的身分に関する情報の収集制限についての市民からの意見のところの文言の加筆を検討することと、「2 条例

	<p>要配慮個人情報について」の「2 検討及び結論」で、LGBT等を要配慮個人情報に含めない理由を少し補填して、今後に向けてのコメントを少し加筆するという事です。また、「4 本人外収集について」「5 人種、信条及び社会的身分に係る情報の収集について」の「真に必要な場合」という点について、実施機関による現実的な判断基準となるような、文言を若干付け加えるということです。あとは1点だけ誤記の訂正というところだったかと思います。事務局にはその点を検討してもらいたいと思います。事前に案をもらえれば私もチェックし、次回の審議会で確定します。9月に確定しないと12月議会への提出は難しくなってくるので、是非とも確定したいと思います。</p> <p>(事務局) 来週中には会長に届けて確認し、再来週ぐらいに先生方に送付できればと思います。</p> <p>(鈴木委員)「真に必要な」のところで、新個人情報保護法第3条の基本理念に立ちかえて考えるとところを検討してもらえたらと思います。</p> <p>(事務局) 今、改めて新個人情報保護法第3条を読みました。基本理念のところは大事なことなので、どこかで言及したいと思います。</p> <p>(中村会長) 本日より予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日より予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。</p> <p>次回の日程でございますが、9月28日水曜日午後2時から、本日より同じくWEB会議での開催となります。申し訳ございませんが、WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料 (1) 第202回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>2 特記事項 次回は令和4年9月28日(水)午後2時から開催予定 (WEB会議の方法により開催予定)</p>

本会議録は令和4年9月28日第203回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。